

弁護士報酬早見表【税込総額表示】

磐城総合法律事務所
2021年7月5日改訂

手形・小切手訴訟事件（第20条）

経済的利益	着手金	報酬金
金300万円以下の場合	$(\text{経済的利益の}4\%) \times 1.1$	$(\text{経済的利益の}8\%) \times 1.1$
金300万円を超え、金3000万円以下の場合	$(\text{経済的利益の}2.5\% + \text{金}4.5\text{万円}) \times 1.1$	$(\text{経済的利益の}5\% + \text{金}9\text{万円}) \times 1.1$
金3000万円を超え、金3億円以下の場合	$(\text{経済的利益の}1.5\% + \text{金}34.5\text{万円}) \times 1.1$	$(\text{経済的利益の}3\% + \text{金}69\text{万円}) \times 1.1$
金3億円を超える場合	$(\text{経済的利益の}1\% + \text{金}184.5\text{万円}) \times 1.1$	$(\text{経済的利益の}2\% + \text{金}369\text{万円}) \times 1.1$

（事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。着手金の最低額は金5万5000円。）